



2015年10月2日

ジェットスター・ジャパン株式会社

## ジェットスター・ジャパン、国土交通大臣より航空協定締結の認可を取得

ジェットスター・ジャパン株式会社(本社:千葉県成田市、代表取締役会長:片岡優)は、日本—台湾および日本—フィリピン間の路線において、ジェットスター・アジア航空(本社:シンガポール)およびジェットスター航空(本社:オーストラリア)と旅客輸送等の業務面で協調する(価格および提供座席数に関する協調を含む)航空協定を締結することについて、国土交通大臣より認可を受けましたのでお知らせいたします。

国土交通大臣によるこの認可は、上記の航空会社3社が協調して低価格運賃、ネットワークの拡大および顧客サービスの統一を実現するうえで重要な一歩となります。

ジェットスター・ジャパン代表取締役会長の片岡優は、この認可により日本のお客様に大きな利益がもたらされると述べました。

片岡は次のように述べています。「今般の国土交通大臣による認可は、ジェットスターグループの航空会社各社が協力して旅行の機会を広げ、ジェットスターのネットワークにおいてお客様に低価格運賃をご提供することにより、真に地域に根ざしたネットワークを構築し、お客様に統一性ある顧客サービスをご提供するという当社らの目的を支持するものです。」

以上